


## 休学・退学・復学・除籍・転科の手続きについて



休学・退学・復学・除籍・転科の手続きをする場合、参照してください。  
手続きをする際は、所定の用紙に必要事項を記入し、本人及び保証人の署名、捺印後、用紙を指定期日までに教務課宛に提出してください。

「休学願」、「退学願」を教務課に提出する前に、必ずクラス担任教員と面談を行ってください。

### ◇ 休学 《「休学願」 提出期限：前期又は1年間…3月31日 後期…9月30日》

病気、ケガ等やむを得ない理由で6ヵ月又は1年間休学する場合

#### 【手続き】

クラス担任との面談を済ませ「休学願」を教務課宛に提出してください。

なお、病気、ケガのときは医師の診断書を添えなければなりません。

#### 【休学期間】

休学期間は1年間・前期のみ・後期のみですが、特別の事情があるときは、その期間の延長を許可することがあります。その場合、休学期間は通算して4年を超えることはできません。

### ◇ 退学 《「退学願」 提出期限：各月の末日》

やむを得ない理由で退学する場合

#### 【手続き】

クラス担任との面談を済ませ「退学願」をクラス担任から受け取り教務課宛に提出してください。

なお、学納金未納者は退学手続きができません。

学納金未納者で、今後も学納金を払う意思がない場合は、学期末で除籍となります。

#### 【退学日】

「退学願」を提出した月の末日付。(但し、7月に提出した場合は8月末日付となります。)

### ◇ 復学 《「復学願」 提出期限：前期(4/1付)…2月中旬 後期(10/1付)…8月中旬》

休学者が、その理由が消滅した場合

#### 【手続き】

「復学願」は休学期間満了の2ヵ月ほど前に対象者へ送付しますので、教務課宛に提出してください。

### ◇ 除籍

在学期間が所定の年数を超えたり、学納金等を滞納し、催告してもこれに応じない場合、除籍の処置となります。

※学納金未納者は期末試験の受験資格及び卒業を認められません。また、各種施設の利用や証明書の発行停止等の制限を加えることがあります。なお、学納金につきましては財務課にお問い合わせください。

#### 【手続き】

除籍の手続きは必要ありません。

### ◇ 転部・転科 《「転科願」 提出期限：2月末日》

在学中に転部・転科を希望する場合、希望する学科に欠員がある場合に限り選考の上、転科を許可する場合があります。

【手続き】9月の後期ガイダンスに出席してください。ガイダンス時に説明いたします。